

令和6年

第3回 農業委員会総会（月例会）議案

令和6年3月7日

前橋市農業委員会

令和6年 第3回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和6年3月7日午後1時58分
- ・閉会日時 令和6年3月7日午後2時55分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（23人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄	9番 坂本 忠
10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄	13番 阿久津 昌枝
14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博	17番 奥野 芳男
18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一	21番 小林 要
22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介	24番 猪岡 正一	

・欠席委員（1人）

6番 伊能 良雄

・事務局出席者

事務局長 高橋 之彦	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 山田 正史	副主幹 望月 優至	主事 山崎 佑香
嘱託員 川北 美空			

・付議事件

- （1）議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （3）議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （4）議案第18号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明書交付状況について

事務局長	それでは、定刻前ではありますが、本日、出席の方がお揃いになりましたので、これより令和6年 第3回 農業委員会総会を開催いたします。 開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	◇(挨拶)
事務局長	ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、6番 伊能 良雄委員のお1人であります。従いまして在任委員24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。 なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことを、ご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、令和6年 第3回 農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。22番 石井 真帆美委員、23番 町田 祐介委員にお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔にお願いします。特に、議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いいたします。
議 長	それでは、議事に入ります。議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から17番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
山崎主事	◇(説明)
	以上、整理番号1番から17番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	なお、整理番号1番、2番、3番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (松田委員)	◇(報告) それでは、ご報告いたします。整理番号3条の1番、売買、新規就農です。現地・面接調査案内図は、1ページから22ページです。申請地は、市立滝窪小学校金丸分校から南西に約100mに位置する東金丸町地内の農用地区域内の農地です。現地案内図は20ページです。面接には、申請者本人が1人で来られました。申請人は申請地から約12kmのところに居住し、申請地までは車で30分程だそうです。申請に至った事由としては、東金丸町の宅地を息子が取得したことをきっかけに、宅地の南側に隣接する申請地を取得し、農業を始めたいと思ったとのこととございます。申請地では、切り花とジャガイモの栽培を行いたいとのことです。農業従事者は、申請人が主で、繁忙期には子供3人が農作業を手伝ってくれる予定とのことです。農業の経験は、ほとんどありませんが、農業技術が未熟なため、近隣の農家さん達と良い関係を築きながら農業に従事したいとのことです。また手伝いをしている農家の方にも指導してもらおうとのことです。農業機械は、管理機を1台、運搬機1台で、軽トラックは子供が所有しているとのことで、申請地の一部を農業用車両置場及び農機具置場として使用するとのことです。作物の販売先は、切り花は直売所に出荷し、ジャガイモはJAに出荷予定で、最初は赤字覚悟で、3年目には150万円ほどの売り上げを見込んでいるそうです。そして、規模拡大については、隣接地であれば拡大し、切り花やジャガイモ以外の様々な作物の栽培にチャレンジしたいとのことです。以上のことから、調査班としましては、営農意欲もあり、販売先の確保や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることがうかがえるため、許可相当と判断いたしました。 続きまして、整理番号3条の2番、賃貸借、新規参入です。申請地は、富士見町時沢及び富士見町小暮地内の農用地区域内の農地です。現地・面接調査案内図は、23ページから50ページ

です。現地案内図は48、49ページです。面接には、申請法人の役員及び申請代理人である行政書士の2名で来られました。申請法人は、サッカー教室の運営、運営委託を主たる事業とする法人で、今年度から農業の事業化に向けて取り組みたく、米の作付けによる農業経営を行いたいとのことです。農業形態は有機農法を目指しており、その方面の先駆者に師事するとのことです。また、土地所有者や地域の方にも教えてもらいながら取り組んでいく予定とのことです。米は「ひとめぼれ」を作付け予定で、ネットによる通信販売を予定しており、売上は70万円程度の予定だそうです。農作業従事者は5名で、執行役員が5年間ほど、農業法人で実務研修を行っているとのことです。通作距離は、約8kmで、車で30分ほどとのことです。そして、稲作に必要な農業機械は土地所有者から無償で借りられるとのことです。今後の規模拡大計画については、徐々に増やしていきたいとのことでありました。また、サッカークラブに在籍する子供達にも農業体験に積極的に参加してもらい、農業の魅力を感じてもらいたいとのことです。以上のことから、調査班としては、譲受法人の役員の営農意欲が認められ、さらに営農計画等も整合性があることから、営農の確実性があると認められるため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号3条の3番、売買、営農型太陽光発電施設の下部農地の取得です。本日、許可になれば、今月の締めに間に合うように5条申請を行う予定とのことです。現地・面接調査案内図は、51ページから66ページです。申請地は、道の駅 赤城の恵から東約250mに位置する横沢町地内の農用地区域内農地です。現地案内図は65ページです。面接には、申請法人の従業員及び関連法人の従業員と申請代理人の計5名が来られました。申請事由として、営農規模拡大のために該当土地を取得したいとのことで、近くに先行して取得した農地もあり、取得後は、支柱を立てて営農を継続する営農型太陽光発電施設の設置を予定しているとのことです。申請地では、カボチャを栽培する計画だそうです。そのカボチャは系列の企業に出荷予定で、売上は80万円程度の予定だそうです。農業従事者は、前橋エリアでは2名が専属で従事し、繁忙期には、臨時雇用により、必要な人員を確保するとのことです。農業機械はトラクター9台、トラック、軽トラックが11台、管理機3台を所有しているそうで、マルチャーやサブソイラーなどのアタッチメントも充実しているとのことでした。営農計画ですが、申請地は休耕地だったため、1年目は緑肥をすき込み、土壌改良、地力の回復を行い、2年目からカボチャの栽培を行うとのことです。なお、他の営農型太陽光発電施設の下部でもカボチャを栽培していますが、適切な収量が確保できなかったため、申請地では十分な収量が確保できるように、収量から逆算した相当数の苗を作付けする予定とのことです。以上のことから、調査班としては、今までの実績や経験に加え、収量増加を目指すなど、営農の確実性が認められるため、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 以上で、事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

井田委員 10番、井田です。2件同じような内容のものがあるので、教えていただきたいのですが、5番と9番です。2件とも譲受人の方の年齢が書いてあるのですが、80代半ばということで、かなり高齢ですが、実際、作業を主体的に行う後継者の方がいるのでしょうか。それとも、単独で、この方が行うのでしょうか。その後継者の有無について教えていただきたいと思います。

山崎主事 事務局、山崎です。ご質問いただいた5番の方は、ご家族で他にも農業をされる方がいらっしゃるの、お一人ではありません。もうひとつの9番についても、ご家族の方が一緒に営農されています。

井田委員 ありがとうございます。もう一点ですが、10番の方です。譲受人の住所が西片貝町、申請の申出地が茂木町ということで、かなり離れています。理由を見ると、「現在、畜産をしている」と書いてありますが、どこでやっているのでしょうか。また、誰とやっているのでしょうか。法人の従業員、あるいは、例えば親族の方がやっていて、手伝っているのか、もし、分かれば教えていただきたいのですが。

山崎主事 ご質問いただいた10番の譲受人の住所が西片貝町になっていますが、もともとは富田町にお

	住まいで、畜産業を営んでいるのも富田町です。所有している農地は、家族名義の土地もあり、富田町、申請地の茂木町周辺の農地が主だった耕作地になります。
井田委員	ありがとうございました。
議 長	他に、ご質問はございませんか。なければ採決したいと思います。 整理番号1番から17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から17番を許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から8番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇（説 明）
	以上1番から5番、7番から8番の申請については農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件のすべてを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いいたします。
井田委員	整理番号8番です。土地の全体ではなく一部で申請されています。残った部分の面積はどのような使い方をするのでしょうか。ブルーベリー以外の何かを育てるのでしょうか。それとも、すでに何か施設などができていて、この面積しかできないのでしょうか。
佐藤副主幹	農地係、佐藤です。こちらの土地については、以前、農地改良の一時転用で、土を盛る申請がされていまして。その際に、廃棄物対策課との調整に時間がかかったため、全部、やりきれなかったということで、今回、改めて残った部分を農地改良したいという申請であります。
井田委員	ありがとうございます。
議 長	他にご質問等ございませんか。ご意見等なければ採決したいと思います。整理番号6番を保留とし、1番から5番、7番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号6番を保留とし、1番から5番、7番から8番を許可とすることに決定いたします。なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知お願いします。
	次に、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から40番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇（説 明）
	以上1番から37番、39番、40番の申請については農地法第5条第2項不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	なお、整理番号8番、9番、15番、21番、35番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (松田委員)	◇（報 告）
	それでは報告いたします。整理番号5条の8番、9番、売買、露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は、67ページから75ページです。申請地は、五代南部工業団地の東に隣接した、北側、南側、東側は農地、西側は宅地に囲まれた土地改良事業を実施した農地の広がる第1種農地です。この申請地は、第1種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。現地案内図は73ページです。面接には申請法人の従業員及び申請代理人の行政書士の2名で来られました。申請法人は、東京と金沢に本社を構え、関東を中心に58の物流拠点を展開する総合物流企業を統括する企業です。申請法人のグループ企業は、従業員200名、年間の売上額は1

2億円ほどとのことです。申請地は、申請法人が取得し、グループ企業が利用しますが、五代工業団地内にて総合物流輸送業を行っているグループ企業が、既存敷地内の駐車場に増築工事を行った結果、駐車場不足が生じたため、隣接する申請地を取得し、駐車場不足を解消したく申請するものです。申請地には、大型車3台、5 t車28台、乗用車34台分の駐車場を確保することです。土地の造成は、西側道路の高さに合わせて整地し、全体的にアスファルト舗装を行うとのことです。雨水排水は、西側道路沿いの農業用水路に放流するとのことです。入口は西側水路の一部を占用し、コンクリート製の橋を1か所設置します。境界の確定はこれからですが、東側には擁壁、北側、南側、西側周囲には、1.2mのフェンスを設置予定とのことであり、外灯も設置する予定ですが、近隣農地に迷惑がかからないように検討するとのことです。以上のことから、調査班としましては、駐車場の必要性、事業の確実性がうかがえること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の15番、売買、露天駐車場及びコンテナ置場の申請です。現地・面接調査案内図は、76ページから82ページです。申請地は、富士見支所から西約1.8kmに位置し、北側は農地、西側、南側は道路、東側は雑種地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は79ページです。面接には申請法人の代表者と代理人の行政書士の2名で来られました。申請法人は、市内に本店を構え、群馬県内を中心に古紙の運搬から中間処理・加工を行い、製紙工場への運搬を行うリサイクル事業を行っており、従業員は26名、年間売上額は4億円ほどとのことです。申請地の東側の土地を駐車場・コンテナ置場として利用していますが、事業が好調で、事業拡大に伴う車両、コンテナの置場が不足しているため、既存の隣接地である申請地を取得し、駐車場・コンテナ置場として使用したく申請するものです。申請地には、車両28台、内訳としてパッカー車11台、アームロール車4台、普通車13台、コンテナ12台ほどを置くとのことです。土地の造成は、転圧して、砕石敷にするとのことです。雨水は自然浸透とのことです。そして、今のところ、外灯の設置はしない予定ですが、周囲には危険防止のための樹木を植えるとのことでした。以上のことから、調査班としましては、コンテナ置場、駐車場の必要性、事業の確実性がうかがえること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の21番、売買、太陽光発電施設の申請です。現地・面接調査案内図は、83ページから89ページです。申請地は、滝窪小学校金丸分校から南西約2kmに位置し、北側、西側は雑種地、南側、東側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は86ページです。面接には申請法人の代理人が1名で来られました。申請法人は茨城県に本社を置き、岩手県で2か所、埼玉県で10か所、太陽光発電事業を行っているそうです。現在までのところ、各施設の近隣から苦情等を寄せられたとの話は聞いていないそうです。群馬県内での設置は初めてとのことです。メンテナンスについては、2件、行っているそうです。申請地には470wのパネル212枚を設置し、49.5kwの能力で発電し、年間約200万円の売電収入を見込んでいるそうで、売電単価については、18円とのことです。東京電力との間に売電契約は整っているそうです。そして、発電シミュレーションによれば、設備費の回収に5年を見込んでいるそうで、撤去費用については、10年後から積み立てが開始されるそうです。敷地は現状のままで、パネルを設置し、雨水は自然浸透とし、周囲には1.2mのフェンスを設置するとのことです。境界については、すでに確定済みとのことでした。施設は、設置業者が定期的に現地を確認し、必要に応じて草刈り等を行うとのことです。以上のことから、調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかけない計画とは思えないことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の35番、売買、太陽光発電施設の申請です。現地・面接調査案内図は、90ページから98ページです。申請地は、宮城支所から北西約2.8kmに位置し、北側は池沼山林、宅地、西側は道路、東側は宅地と農地、南側は宅地と道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は95ページです。面接には申請法人の代理人

が1名で来られました。申請法人は東京都に本社を置き、群馬県内では、21か所で太陽光発電事業を行っているそうです。現在までのところ、各施設の近隣から苦情を寄せられたとの話は聞いていないそうです。申請地には450wのパネルを996枚を設置し、448kwの能力で発電し、年間約1,000万円の売電収入を見込んでいるそうです。東京電力との間に売電契約は整っているそうで、売電単価は、10円とのことです。発電シミュレーションによれば、設備費の回収に8年を見込んでいるようで、撤去費用については、毎年、設備費の5%ずつ積み立てるそうです。敷地は現状のままで、パネルを設置し、雨水は自然浸透とし、周囲には1.2mのフェンスを設置するとのことです。境界確定は必要に応じ行うとのことでした。そして、施設は自社で定期的に現地を確認し、必要に応じて草刈り等を行うとのことです。以上のことから、調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えないことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長

以上で、事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

伊藤委員

18番、伊藤です。最後の一時転用ですが、これは文化財の調査ということで、申請されていると理解してよろしいですか。

議 長

整理番号は何番ですか。

伊藤委員

整理番号40番です。これは、この後、正式に農地法5条転用が申請されるということですか。

望月副主幹

今後のスケジュールですが、まず、埋蔵文化財の試掘調査をこの期間、9月30日まで行います。除外は通っているので、この後、9月30日以降に建物を建てる開発の事前協議をし、開発許可と農地転用を11月に申請予定と聞いております。許可が通って、初めて建物を建てる流れになるので、来年の初めくらいに建築の方は始まるのではないかと思います。以上です。

伊藤委員

県の協議にかかる案件ですか。

望月副主幹

今度の諮問会議では、説明する予定です。

議 長

他に、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号38番を保留とし、1番から37番、39番、40番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から40番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知をお願いします。

次に、議案第18号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

川北囑託員

◇(説 明)

農用地利用集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いいたします。

◇◇◇

◇(意見・質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第18号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第18号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、26ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 法第4条の届出書の受理状況 | 8件 |
| (2) 法第5条の届出書の受理状況 | 9件 |

(3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 23件

(4) 現況証明の交付について 3件

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(午後2時55分閉会)